アセンブリーホールにおける放射線障害防止法施行規則第２２条の３の適用期間の延長について

2007 年 9 月 25 日 放射線管理室

アセンブリーホールにおいて、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 に基づき、アセンブリーホール内の一般管理区域（図 1 参照）を管理区域でないものとみなし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行っています。この規則の適用期間を下記のように延長します。

1. 新期間 2007 年 6 月 18 日 から 2007 年 10 月 16 日
2. 旧期間 2007 年 6 月 18 日 から 2007 年 9 月 30 日

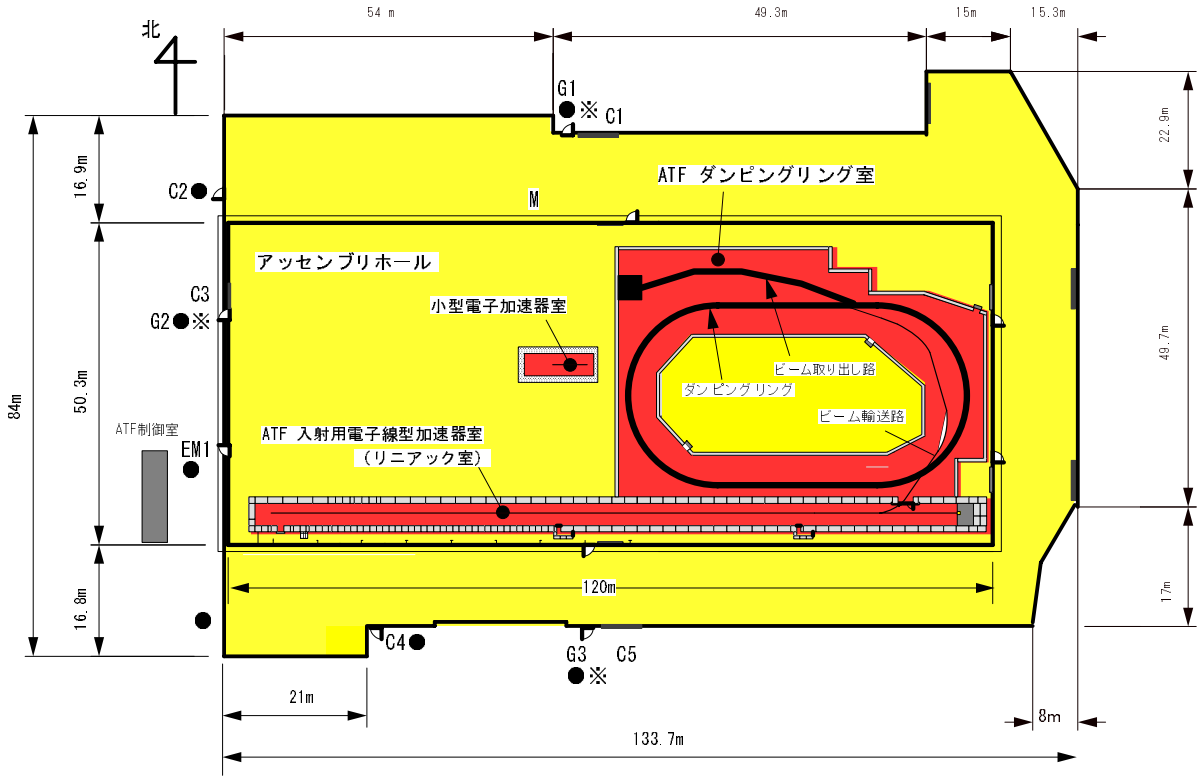

図 1: アセンブリーホールの一般管理区域（黄色部分）